

山形市農業委員会の委員募集要項

1 募集人数

24人

2 任期（3年）

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

3 身分

山形市の特別職の非常勤職員

4 職務内容

- (1) 農地法その他の法令により、その権限に属させられた農地等の利用関係の調整に関する事項並びにその権限に属させられた事項（毎月の農業委員会総会における審議があります。）
- (2) 農地等の利用の最適化の推進
 - ・担い手への農地集積・集約
 - ・遊休農地の発生防止・解消
 - ・新規参入の促進
 - ・地域計画の推進
- (3) 法人化その他農業経営の合理化に関する事項
- (4) 農業一般に関する調査及び情報の提供
 - ・放任樹園地の把握
 - ・樹園地情報の提供

5 委員報酬

月額 67,000円

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

- (1) 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者。
ただし、次の者は除く。
 - ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 推薦及び応募に係る手続き

この要項の指定様式に必要事項を記入して、この項の（3）に規定する添付書類を添えて、持参又は郵送により、山形市農業委員会事務局までご提出ください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却できませんので、ご了承ください。

(1) 推薦及び応募様式

- ①個人及び法人又は団体・組織が推薦する場合 → 様式第1号
- ②応募する場合 → 様式第2号

(2) 応募用紙の入手方法

次の窓口に備えてあります。

窓口 ①山形市農林部農政課及び農業委員会事務局（山形市役所6階）

②各コミュニティセンター（市内20箇所）

《山形市ホームページ <https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/>》

(3) 添付書類

被推薦者（推薦を受ける者）又は応募者（応募する者）の住民票（本籍と戸籍の筆頭者の記載があるもの）1通（発行後3か月以内のものであって、マイナンバー（個人番号）の記載がないもの）

8 受付期間

令和8年2月13日（金）から令和8年3月12日（木）まで

- (1) 窓口（農業委員会事務局）に持参される場合は、上記期間内の開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。
- (2) 郵送による場合は、3月12日（木）必着です。

9 推薦及び応募に係る書類の提出先及びお問い合わせ先

〒 990-8540

山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市農業委員会事務局

電話 023-641-1212（代表） （内線） 773

10 任命方法

- (1) 農業委員会等に関する法律第8条第4項「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」や「拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」等の欠格事由の有無の調査を行います。
- (2) 提出された書類をもとに、山形市農業委員候補者評価会議で評価し、市長に意見を報告します。（必要に応じて面接等を行う場合があります）。
- (3) 認定農業者が過半を占めなければなりません。（法第8条第5項）
- (4) 農業委員会の所掌する事務について利害関係の無い人を含まなければなりません。（法第8条第6項）
- (5) 上記により候補者を決定した後、市長が議会の同意を得て任命します。

11 公表事項

推薦・公募状況の公表について、推薦及び公募の期間の中間及び募集期間終了後に、次の事項をホームページ等で公表します。（候補者の氏名等は提出先窓口で公表し、閲覧できます。）

- (1) 推薦者（個人の場合）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦者（法人又は組織・団体の場合）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格・要件
- (3) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 被推薦者又は応募者が認定農業者であるか否かの別
- (5) 被推薦者又は応募者が利害関係を有しない者であるか否か
- (6) 推薦又は応募の理由
- (7) 推薦者が被推薦者を山形市農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別又は応募者が山形市農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- (8) 被推薦者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- (9) 応募者の数及びそのうちの認定農業者等の数